

資料2

(H30.5.11)

規制改革推進会議  
第6回専門チーム会合資料

# 規制改革推進会議専門チーム会合 提出資料

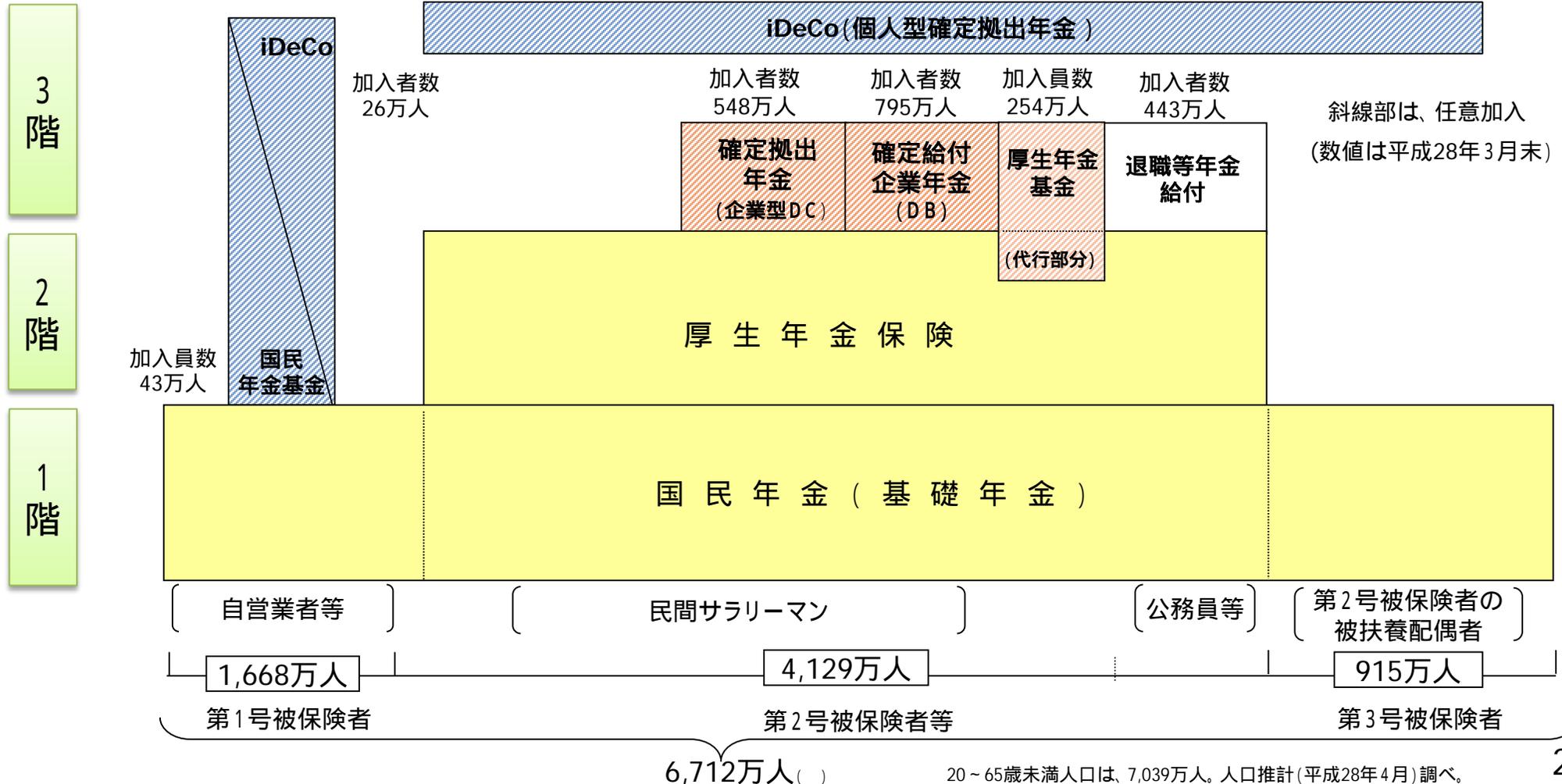
厚生労働省  
平成30年5月11日

# 1 . D C 制度の概要

# 年金制度の体系

日本の年金制度は、1階及び2階が公的年金、3階が私的年金である3階建ての制度。

- ・ 1階：日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する国民年金（基礎年金）
- ・ 2階：会社などに勤務している人が加入する厚生年金
- ・ 3階：企業又は個人が任意で加入する私的年金



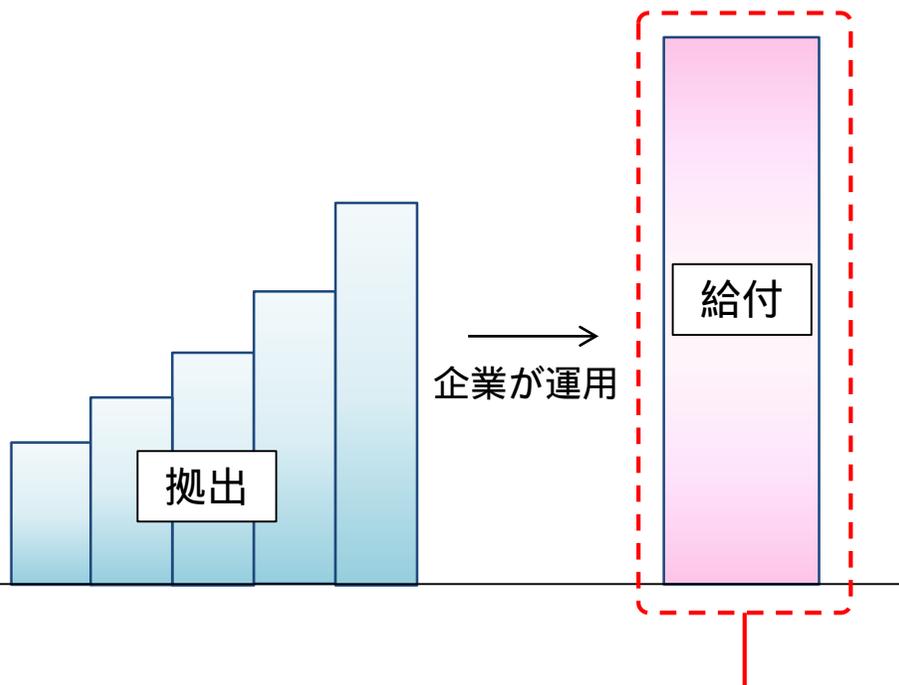
# 確定給付企業年金 (DB) と確定拠出年金 (DC)

我が国の企業年金は、「確定給付企業年金法」及び「確定拠出年金法」に基づき運営。

**確定給付企業年金 (Defined Benefit (DB))** は、あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度。資産は企業が運用。

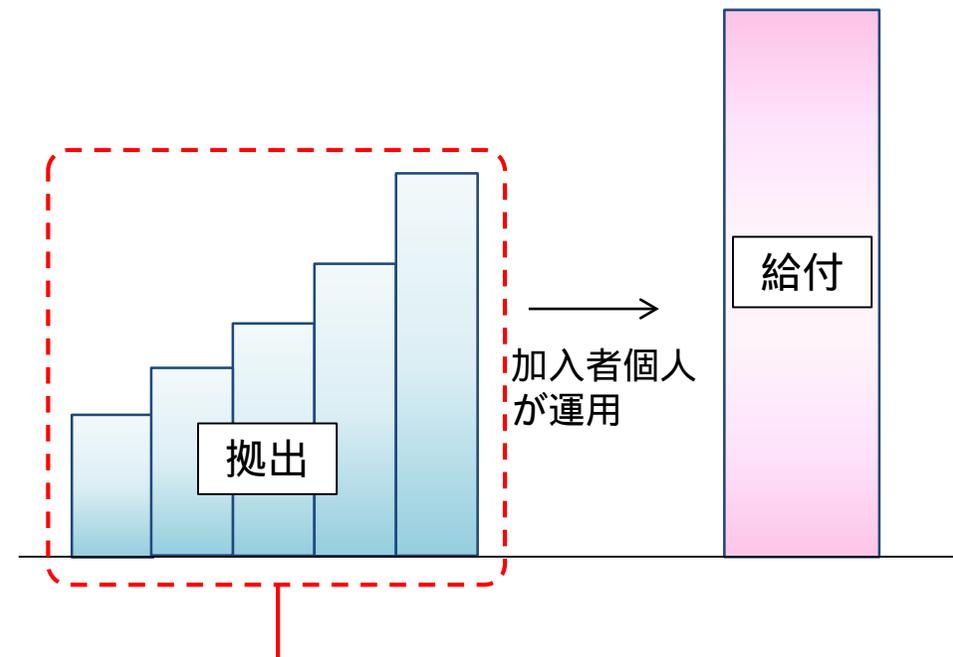
**確定拠出年金 (Defined Contribution (DC))** は、あらかじめ事業主が拠出する掛金の額が決まっている制度。資産は加入者個人が運用。

## 確定給付企業年金 (DB)



あらかじめ給付の算定方法が決まっている

## 確定拠出年金 (DC)

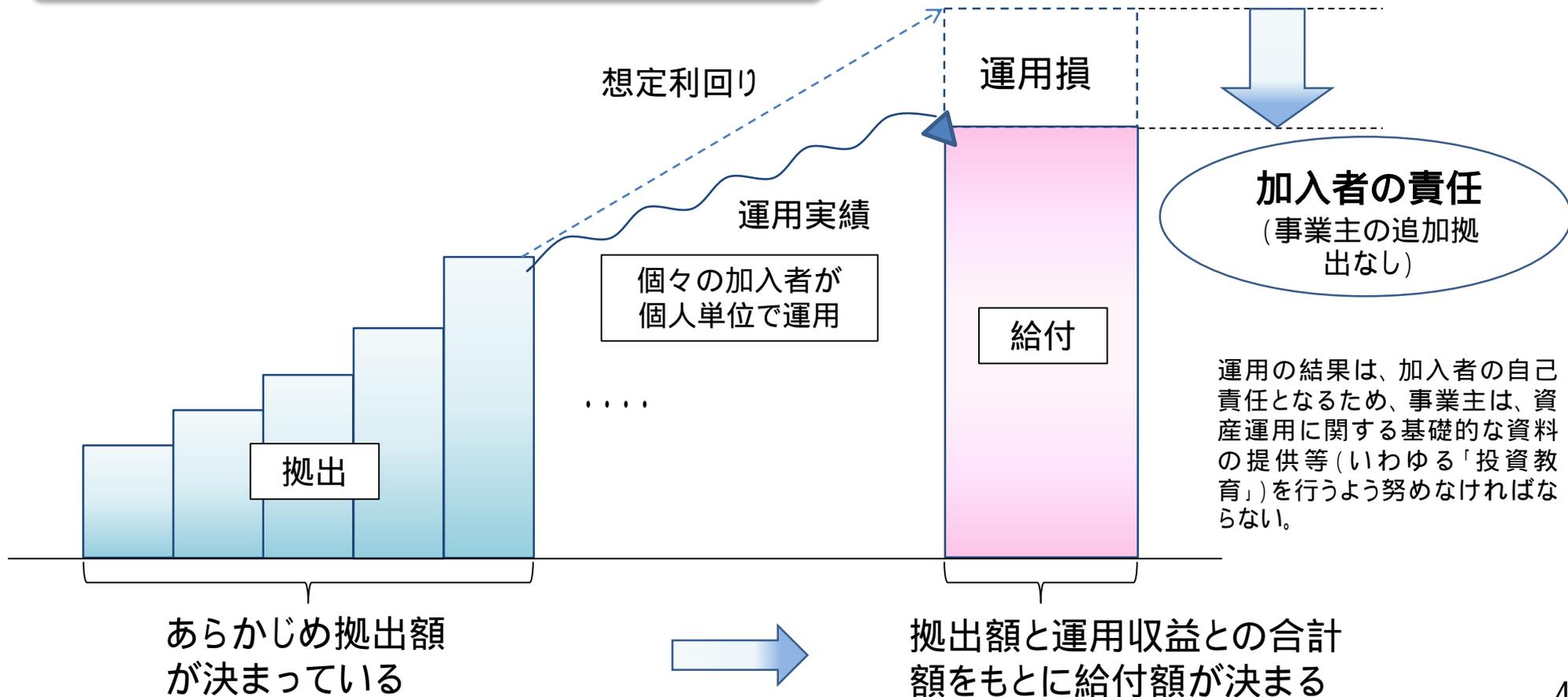


あらかじめ拠出額が決まっている

# DC制度の基本的な仕組みについて

DC制度は、あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額をもとに年金給付額が決定される仕組み。拠出された掛金は、個人ごとに明確に区分された勘定で管理。資産の運用が低調でも、事業主の追加拠出はない。(加入者の自己責任。)

## DC制度の仕組み(イメージ)



# 確定拠出年金制度の概要

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自らが行う。

企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金がある。

< 企業型と個人型のイメージ >



## < 掛金 >

企業型については事業主<sup>(注)</sup>が、個人型については加入者が掛金を拠出。

(注) 加入者も事業主負担を超えずかつ拠出限度額の範囲内で拠出可能。

## < 運用 >

運用方法を各加入者が決め、個人ごとに資産管理(年金資産が個人ごとに管理されるため、各加入者が残高を把握できる。)

## < 給付 >

企業等は年金額を約束せず、運用収益によって額が決定。

原則脱退一時金は認められず、60歳以降老齢給付の受給が可能(年金給付・一時金給付の選択可。)

## < その他 >

ポータビリティ : 労働移動が頻繁に行われる業種の人にも、年金の確保が可能。

企業負担の軽減 : 経済情勢などの不確定要素に関わりなく、将来の掛金負担の予測が容易。

# 確定拠出年金制度の位置づけ

確定拠出年金は、確定給付型の企業年金と同様に、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るための年金制度。

貯蓄とは異なる税制措置が講じられている。

その制度運営に携わる事業主や確定拠出年金運営管理機関は、加入者等に対する忠実義務を負う。

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

## 確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)

第9 行為準則に関する事項

2. 確定拠出年金運営管理機関の行為準則

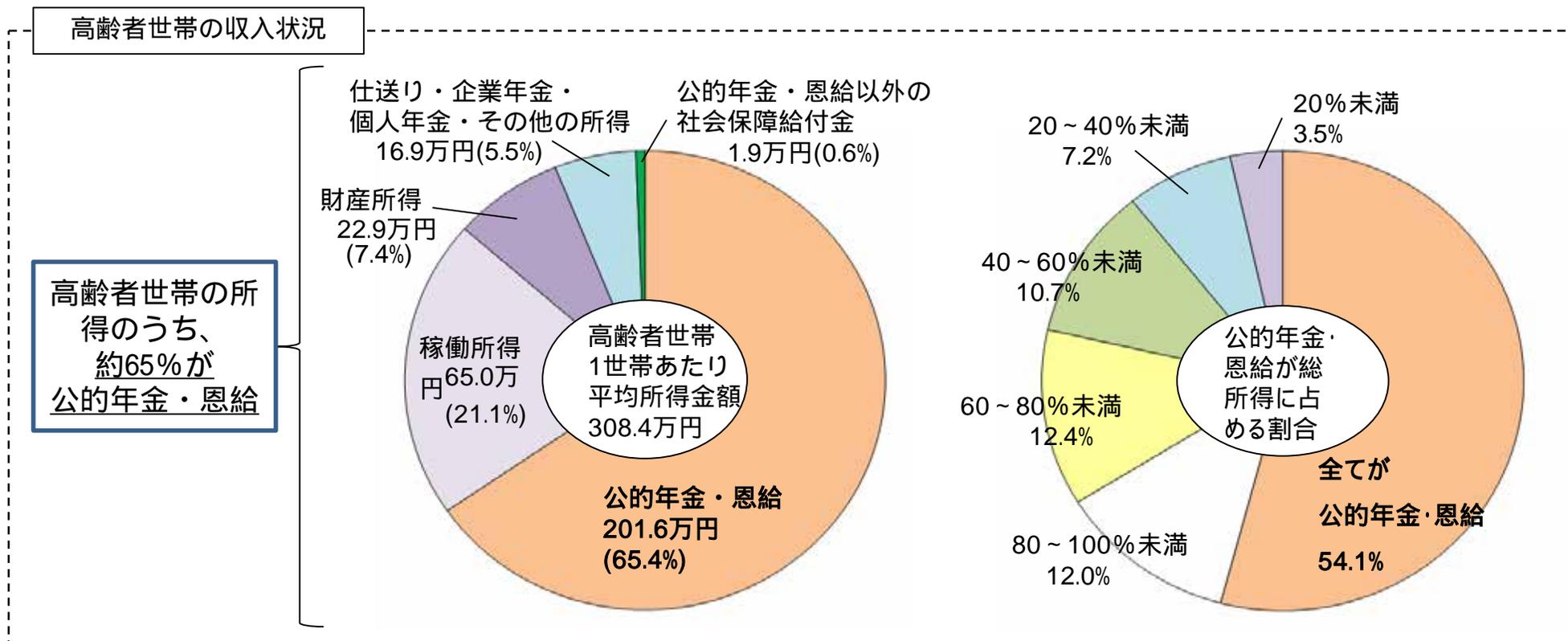
(1) 忠実義務(法第99条第1項)の内容

運用関連運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関は、もっぱら加入者等の利益のみを考え、手数料等も考慮した加入者等の利益が最大となるよう、資産の運用の専門家として社会通念上要求される程度の注意を払いながら運用の方法に係る金融商品の選定、提示及びそれに係る情報提供を行うこと。

## 2. 私的年金の目指す方向性 (公的年金との関係)

# 公的年金の現状

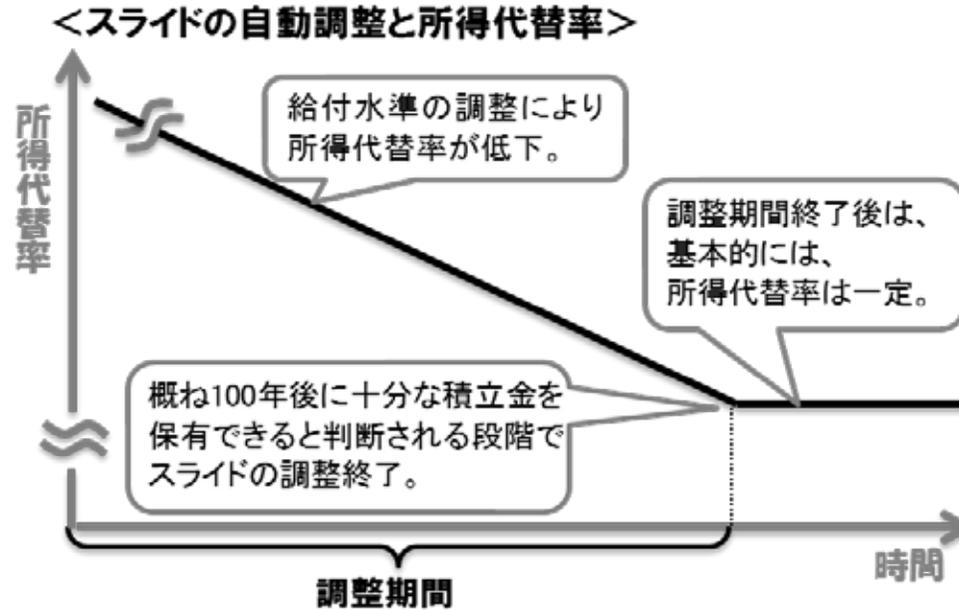
高齢者世帯の収入の65%を公的年金が占めている現状である。また、高齢者世帯の50%強は公的年金のみで生活している現状である。



(出所)厚生労働省 平成28年「国民生活基礎調査」

# マクロ経済スライドと所得代替率の見込み

マクロ経済スライドにより、今後、中長期的な公的年金の給付水準の調整が見込まれている。



平成26年財政検証結果（経済Eケース）

平成26年度

62.7%

(夫婦の年金額: 21.8万円)

平成31年度

59.7%

平成42年度

56.5%

平成55年度

50.6%

平成62年度

50.6%

# 私的年金の拡充に関する議論

社会保障制度改革国民会議の報告書では、今後、マクロ経済スライドによる公的年金の給付水準の長期的な調整が見込まれる中で、その調整分を私的年金で補うことの必要性が指摘されている。

「社会保障制度改革国民会議 報告書」平成25年8月（抄）

## 年金分野の改革

3 長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能（防貧機能）を強化する改革に向けて

（1）マクロ経済スライドの見直し

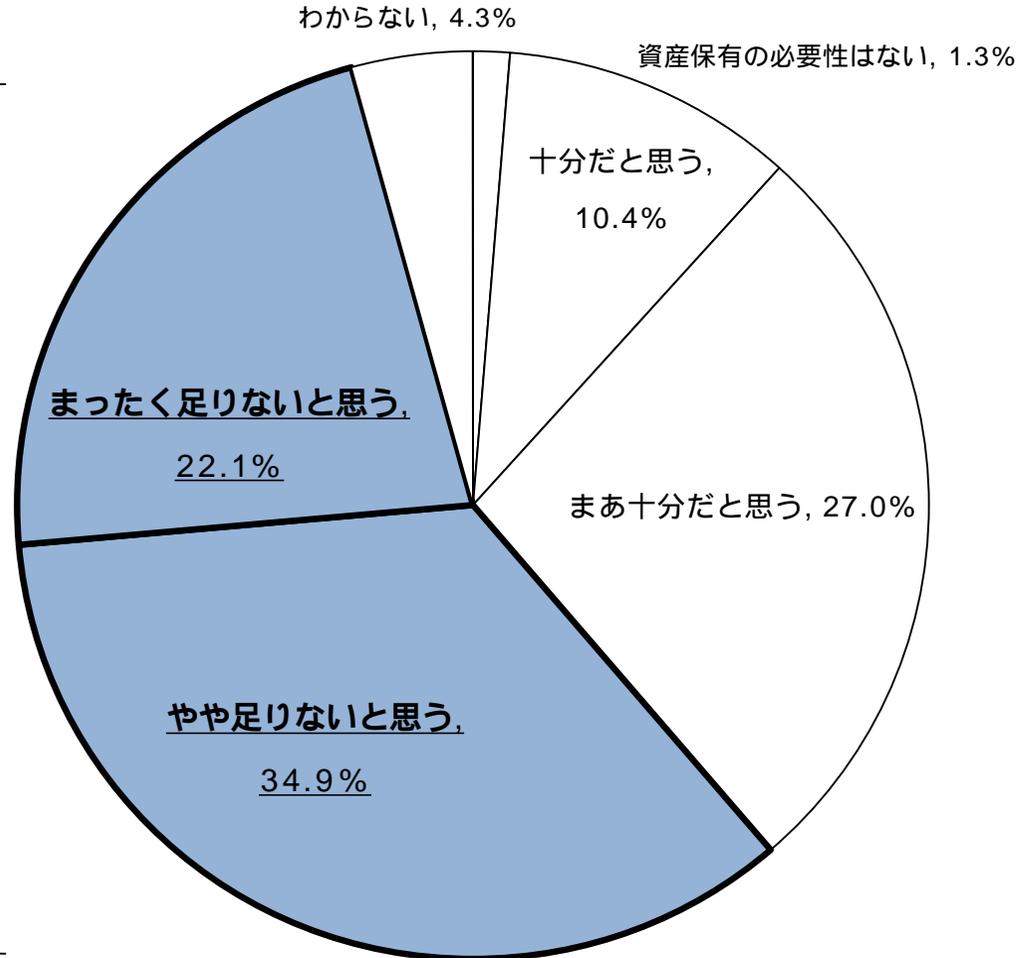
（略）

2009（平成21）年の財政検証においては、約10年間で水準調整が完了する報酬比例部分に比べて、基礎年金の調整期間が約30年と長期間にわたり、水準の調整の度合いも大きくなっている。当国民会議における議論の中では、基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下することへの懸念が示されており、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も含めた検討も併せて行うことが求められる。

# 高齢者の老後の備えに対する意識

高齢者の半数以上の者が老後の備えに不足を感じている。

老後の備えとしての現在の貯蓄や資産の充足度（60歳以上男女）

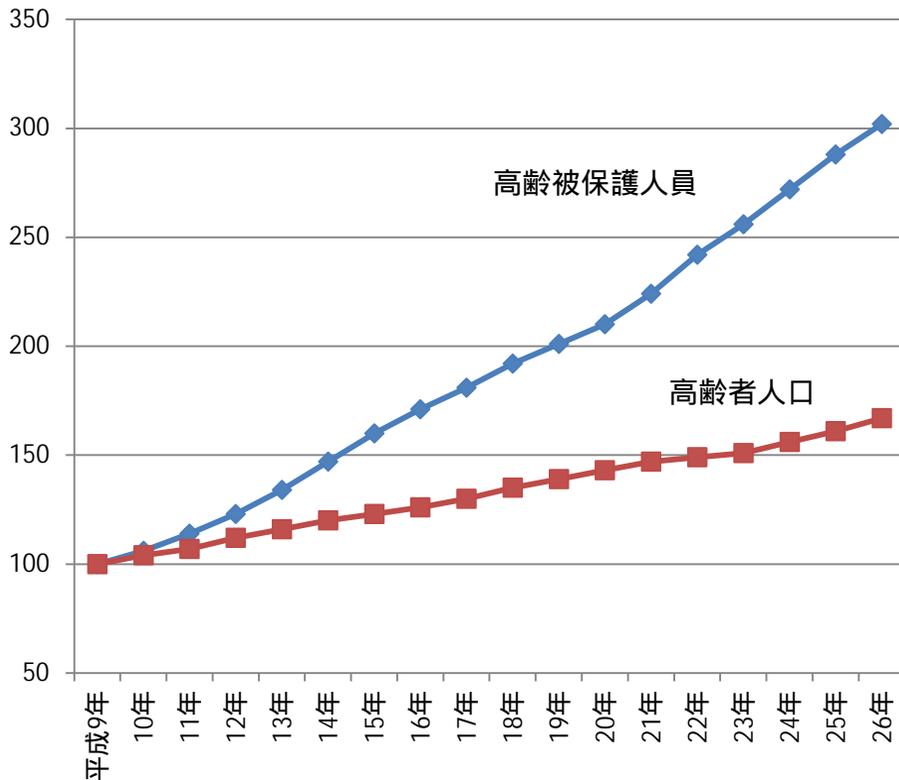


老後の備えに不足を感じている層  
57%

# 生活保護における高齢者の動向

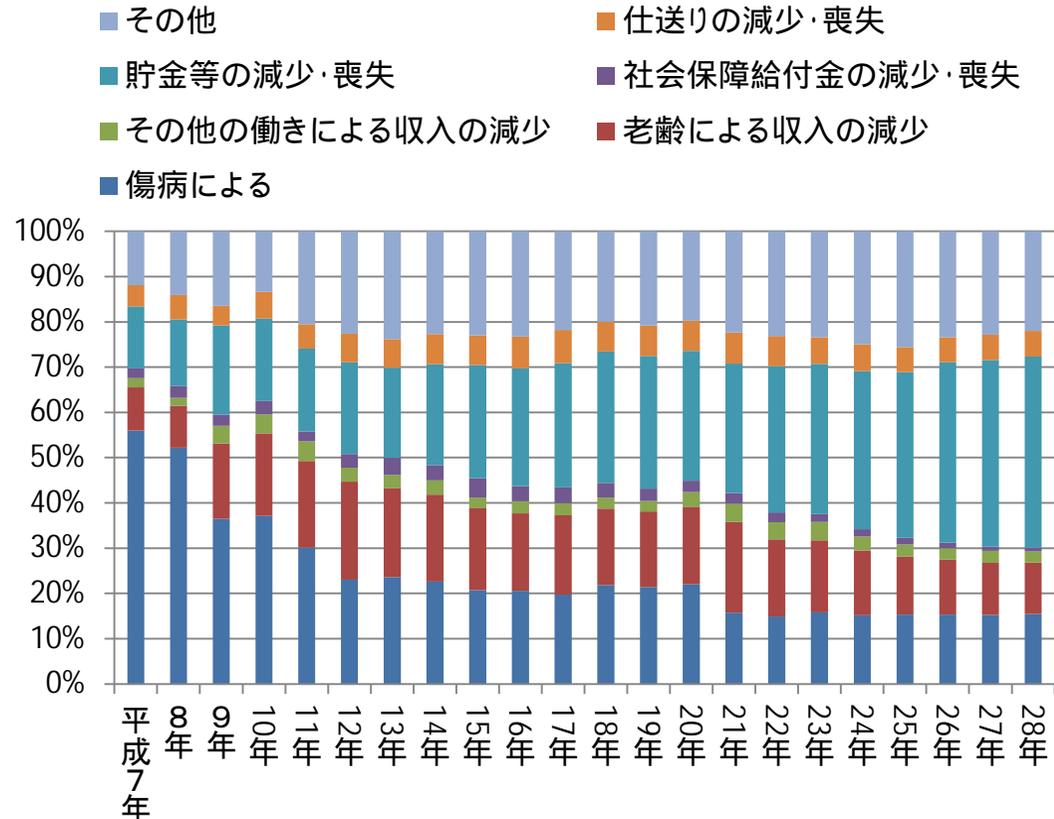
高齢被保護人員数は、社会全体の高齢化に加え、高齢単身世帯の増加の影響等により、増加傾向となっており、平成26年において約92万人である。

65歳以上の総人口と被保護人員の伸び(指数)  
(平成9年を100とした場合の値)



資料出所:人口推計(総務省)、被保護者調査(年次。平成23年までは被保護者全国一斉調査)(厚生労働省)より厚生労働省作成

高齢被保護者世帯の  
保護開始理由別割合



資料出所:被保護者調査(月次。平成8年までは生活保護業務動態報告、平成23年までは福祉行政報告例)(厚生労働省)より厚生労働省作成

# 高齢期の所得の保障

## 公的年金

**社会保障・税一体改革**で、平成16年改革による年金財政フレームが完成、社会経済状態の変化に対応したセーフティネット機能の強化に着手

- ・ **基礎年金国庫負担割合1/2の実現**（平成26年度から実施済み）
- ・ 501人以上の企業における**短時間労働者への被用者保険の適用拡大**（平成28年10月から）
- ・ **年金受給の資格要件の25年から10年への短縮**  
（平成29年4月から）
- ・ **低所得・低年金高齢者への福祉的給付**（平成31年10月から）

### 平成26年財政検証を踏まえた取組

- ・ 日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準を確保できることが確認

**この結果も踏まえ、労働参加の促進とそれを通じた年金水準の確保、現在の高齢者とともに将来の世代の年金水準を確保する等の観点から、以下の制度改正に着手**

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号）

- ・ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(500人以下の企業にも任意で適用拡大の途を開く)（平成29年4月から）
- ・ 国民年金1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱い（平成31年4月から）
- ・ 年金額改定ルールの在り方（平成30年4月・平成33年4月から） など

## 私的年金

公的年金については、マクロ経済スライドの実施により、中長期的な給付調整が行われていく見込みとなっており、公的年金を補完し、自助努力を促進する私的年金の重要性は高まっている

先進諸国では、十分に普及・拡大した私的年金を公的年金と同等と位置づけ、高齢期の所得保障を図る国も多く、私的年金制度の拡充は世界的な潮流

一方、我が国では、特に中小企業等において企業年金の加入状況が低く、**企業年金をはじめとして私的年金の選択肢を増やし、普及・拡大を図る必要**

### **確定拠出年金・確定給付企業年金制度の改善に取り組む**

確定拠出年金法等の一部を改正する法律  
（平成28年法律第66号）

- ・ 原則、全ての国民が、希望すれば個人型確定拠出年金制度に加入できるようになる措置（平成29年1月から）、中小企業が取り組みやすい簡易企業型年金制度の創設（平成30年5月から）等



高齢者の**多様な就労機会の確保**とともに、**公的年金、私的年金**が相まって、**高齢期の所得全体の底上げ**を図る。

# DC制度の方向性

確定拠出年金制度は、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図り、多様化する高齢期の生活の安定と福祉の向上を寄与することを目的に創設された制度である。

このため、全ての国民が利用できる、少額ではなく、ある程度厚みのある給付であり、公的年金をより補完するような制度であることが求められる。

これまでも、個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大や中小企業への支援制度の導入等、より多くの国民の高齢期の生活の支援に向け取り組んできており、引き続き、高齢期の所得確保に資する制度としていくことが求められている。

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

# 3 . 年金税制について

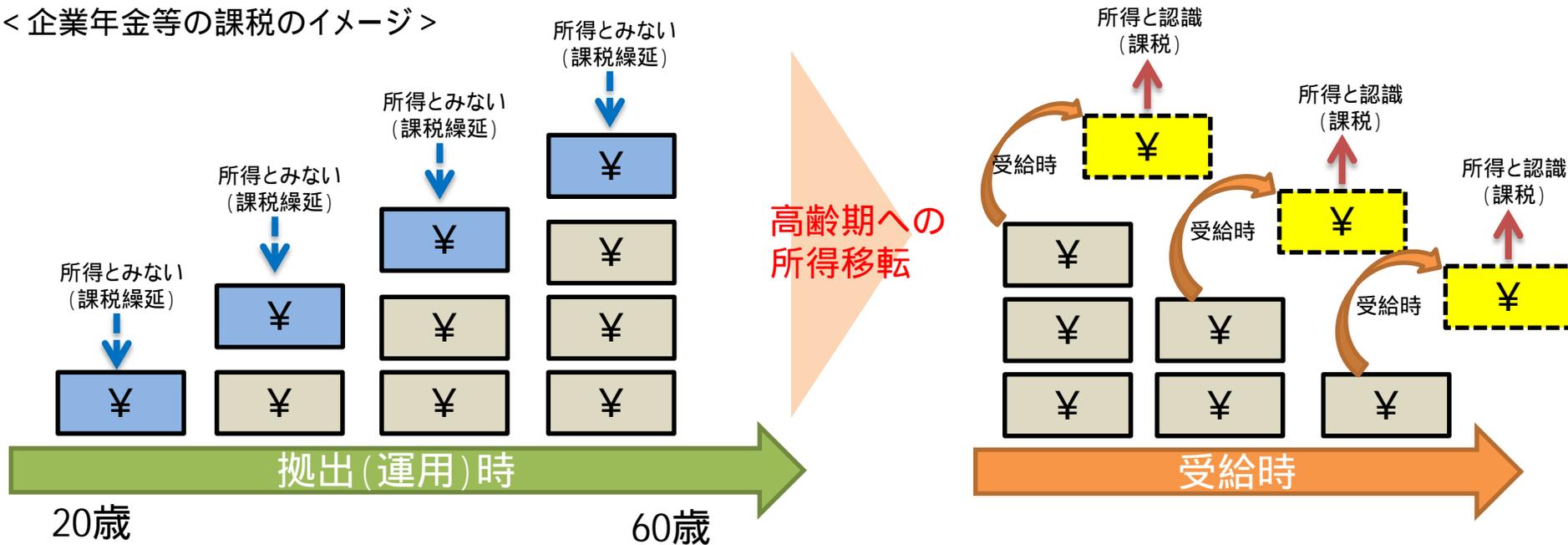
# 確定拠出年金における税制について

確定拠出年金は、年金であることから、下記のような税制措置が講じられている。

制度	企業型	個人型
拠出時	非課税 事業主拠出： 法人税法上、損金算入が可能	非課税 加入者拠出： 小規模企業共済等掛金控除
運用時	特別法人税課税 (特例措置により2020年3月まで凍結)	
給付時	年金：公的年金等控除 (一定額までは非課税)  一時金：退職所得控除	

# 拠出・運用・給付の税の考え方

## < 企業年金等の課税のイメージ >



(注)運用時には特別法人税が課されるが、2020年3月まで課税が凍結されている。

## < 確定給付型の年金一般の考え方 >

従来は事業主が従業員の受給権が確定している生命保険、年金信託などの掛金を支払えば、その掛金額に相当する給与所得が従業員に生じたものとして、所得税の課税を行っていた【が】...掛金の拠出の際には各人の受給額は確定できないので、実際に年金として受給したときに給与所得として課税することとし、それまでの課税繰延の利益(利子)を総体的に徴収することになっているのである。

(出所)大蔵省大臣官房審議官(主税局担当)矢澤富太郎監修「年金税務の理論と実務(第4版)」(昭和56年、年金研究所)

...は省略、【】は補足説明として追加

# 拠出・運用・給付の税の考え方

## < 確定拠出年金について >

これまで「年金」と呼ばれたものは、公的年金、公的年金の上乗せの私的年金のいずれも、保険原理、相互扶助に基づく制度であり、みんなで助け合って、将来のリスクに備えようというものであった。こうした年金では、企業や加入者自らが拠出した掛金は、必ず将来の自分の給付に跳ね返ってくるわけではなく、支払った額以上の給付を受ける人もいれば、支払った額に満たない給付しか受けられない人も当然のことながら必ず存在する制度である。

しかしながら確定拠出年金は、これまでの「年金」に当然あったはずの保険原理、相互扶助といったものはまったくなく、自分だけのために拠出された掛金を、通常の金融商品の中から自分の判断で選択し、その金融商品への投資によって生み出された資産をそのまま年金として受け取るという仕組みの年金である。...こうした制度を「年金」と呼んで年金税制(税制優遇措置)を講じてしまえば、実質的に定期預金、投資信託、保険商品、株式などの金融商品に、利子非課税というという優遇措置がある「マル優」よりももっと優遇された新たな貯蓄優遇制度を導入することになってしまうのではないか、という強い反対意見があった。

...税制等の論理はそれはそれで正論であるし、一方でまた、確定拠出年金の必要性もまったく否定できないことを踏まえ、政府・与党内で相当な議論が行われた末、最終的には、...確定拠出年金の基本的な仕組みである「加入者が自己の持分を自己責任で運用する」という部分は確保しつつ、単なる貯蓄税制優遇とならないよう、確定拠出年金を単なる貯蓄ではなく、従来の確定給付型の年金と同じ「年金」としての性格を有するものとなるように制度づくりをすることとなったのである。それでは、そもそも「年金」とは何か、年金と単なる貯蓄との違いは何かということが問題となる。...つまり、年金とは、そもそも引退後、すなわち老後に所得として使うものであって、ここが、いつでも引き出して自由に使える貯蓄とは明確に異なるのではないかと考えられた。...

こうした議論が確定拠出年金の制度内容の細部にわたる部分にまで行われ、ようやく確定拠出年金が新たな「年金」として位置づけられ、従来の確定給付型の年金と同等の税制優遇措置が認められることとなったのである。

(出所)尾崎俊雄「日本版401k 導入・運営・活用のすべて」(平成14年、東洋経済新報社) ...は省略

# 平成30年与党税制改正大綱

## 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

### 1 個人所得課税の見直し

#### (2) 今後の見直しに向けた基本的な方向性

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

## 第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、今般の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

# 拠出限度額の改正の歴史

- 制度創設当初（平成13年）
  - 企業型（DC以外の企業年金がない場合） 36,000円
  - 企業型（DC以外の企業年金がある場合） 18,000円
  - 個人型（企業年金がない国年第2号被保険者） 15,000円
  - 個人型（自営業者） 68,000円
  
- 平成16年度税制改正
  - 企業型（DC以外の企業年金がない場合） 46,000円（+10,000円）
  - 企業型（DC以外の企業年金がある場合） 23,000円（+5,000円）
  - 個人型（企業年金がない国年第2号被保険者） 18,000円（+3,000円）
  
- 平成21年度税制改正
  - 企業型（DC以外の企業年金がない場合） 51,000円（+6,000円）
  - 企業型（DC以外の企業年金がある場合） 25,500円（+2,500円）
  - 個人型（企業年金がない国年第2号被保険者） 23,000円（+5,000円）
  
- 平成26年度税制改正
  - 企業型（DC以外の企業年金がない場合） 55,000円（+4,000円）
  - 企業型（DC以外の企業年金がある場合） 27,500円（+4,500円）
  
- 平成27年度税制改正（新設）
  - 個人型（国年第3号被保険者） 23,000円
  - 個人型（公務員） 12,000円

## 公的年金代替率とDC拠出率(国際比較)

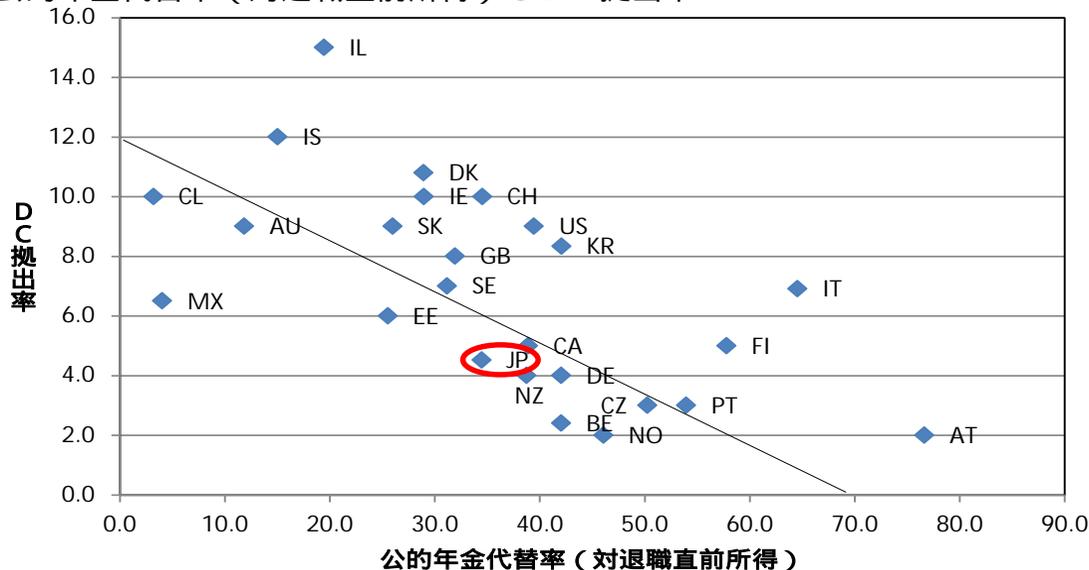
OECDの報告によると、我が国のDC拠出率については、公的年金制度に対する補完策として見た場合に、相対的に低い水準に留まり、公的年金を補完するという意味ではより多くの掛金を拠出する必要性が示唆されている。

### 公的年金制度の規模に応じたDC拠出率の範囲について

DC制度の重要性が増してきているにもかかわらず、その拠出率は必ずしも退職時の収入を十分にまかなえるレベルに設定されていない。下図は、公的年金の給付見込みと、その国に応じた強制加入のDC拠出率あるいは任意加入の標準的又は平均的なDC拠出率を比較したものである。(略)

グラフをみると、公的年金給付とDC掛金率の間に概ね負の相関が見られる。しかし、公的年金給付が相対的に低く、DC拠出率が十分でないことがはっきり表れている国がいくつかある。ベルギー、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェーといった国々である。(略)

< 公的年金代替率(対退職直前所得)とDC拠出率 >



(出所) OECD(2012) "OECD Pensions Outlook 2012" (日本語訳は厚生労働省)

## 4 . 私的年金の普及・拡大に 向けた施策

- (1) 中小企業向けの取組
- (2) ライフコースの多様化への対応、ポータビリティの拡充
- (3) 運用の改善

# 確定拠出年金法の直近の主な改正内容

## 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日公布)

企業年金制度等について、働き方の多様化等に対応し、企業年金の普及・拡大を図るとともに、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するため、個人型確定拠出年金の加入者範囲の見直しや小規模事業主による個人型確定拠出年金への掛金追加納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務追加等の措置を講ずる。

### 概要

DC:確定拠出年金 DB:確定給付企業年金

は平成27年度税制改正関係

## 1 企業年金の普及・拡大

事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業(従業員100人以下)を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。

中小企業(従業員100人以下)に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。

DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。

## 2 ライフコースの多様化への対応

個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者( )、公務員等共済加入者も加入可能とする。

企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。

DCからDB等へ年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充。

## 3 DCの運用の改善

運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。

あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。

## 4 その他

- ・ 企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。

### 施行期日

・ 2、4は、平成29年1月1日(1は、平成30年1月1日、4の一部は、平成28年7月1日等)

・ 1、2、3は、平成30年5月1日施行

# 確定拠出年金法等の一部を改正する法律 検討規定

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の附則において、施行から5年の検討規定が設けられている。

## 確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定公布の日

二 第一条の規定、第四条中確定給付企業年金法第七十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十九条及び第八十二条の二の改正規定並びに第六条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第八項及び第四十一条第三号の改正規定並びに附則第九条の規定 平成二十八年七月一日

三 第二条中確定拠出年金法第三条第三項第七号、第十九条から第二十一条の三まで、第五十五条第二項第四号及び第六十八条の改正規定、同法第六十九条の改正規定(「個人型年金加入者掛金の額は」を「一年間の個人型年金加入者掛金の額の総額は」に、「一月につき」を「一年間に」に改め、「額の」の下に「総額の」を加える部分に限る。)、同法第七十条第一項及び第七十一条第一項の改正規定並びに附則第四条の規定 平成三十年一月一日

四 第三条の規定、第四条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)、第五条の規定並びに第六条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表改正後確定給付企業年金法第八十八条の項の次に一項を加える改正規定、同表改正後確定拠出年金法第四条第一項第二号の項を改める改正規定及び同表改正後確定拠出年金法第五十四条の二第二項の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

#### (検討)

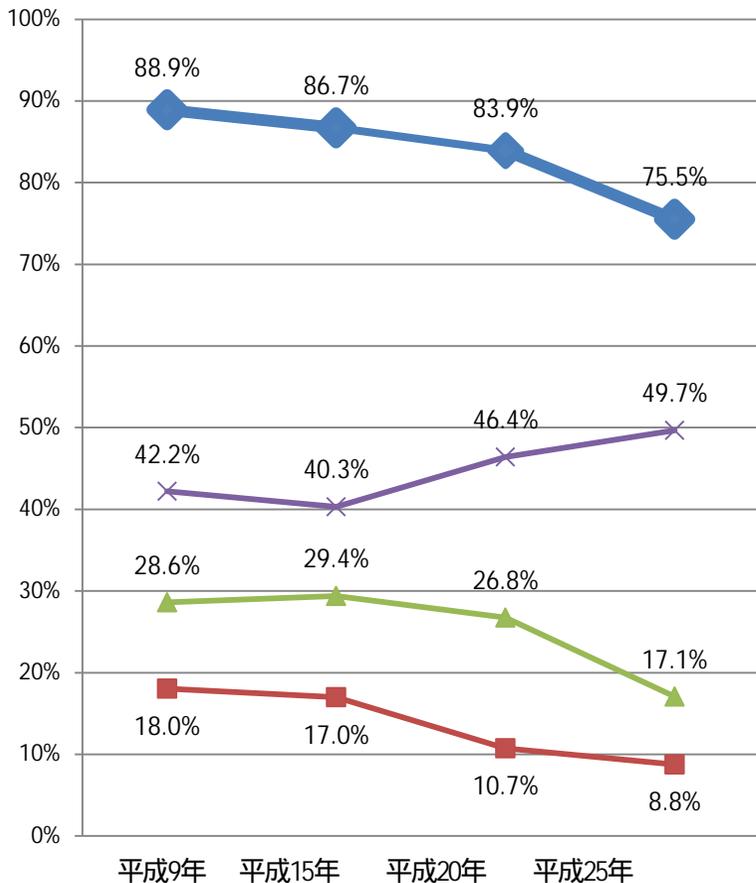
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# (1) 中小企業向けの取組

# 企業年金を巡る近年の状況

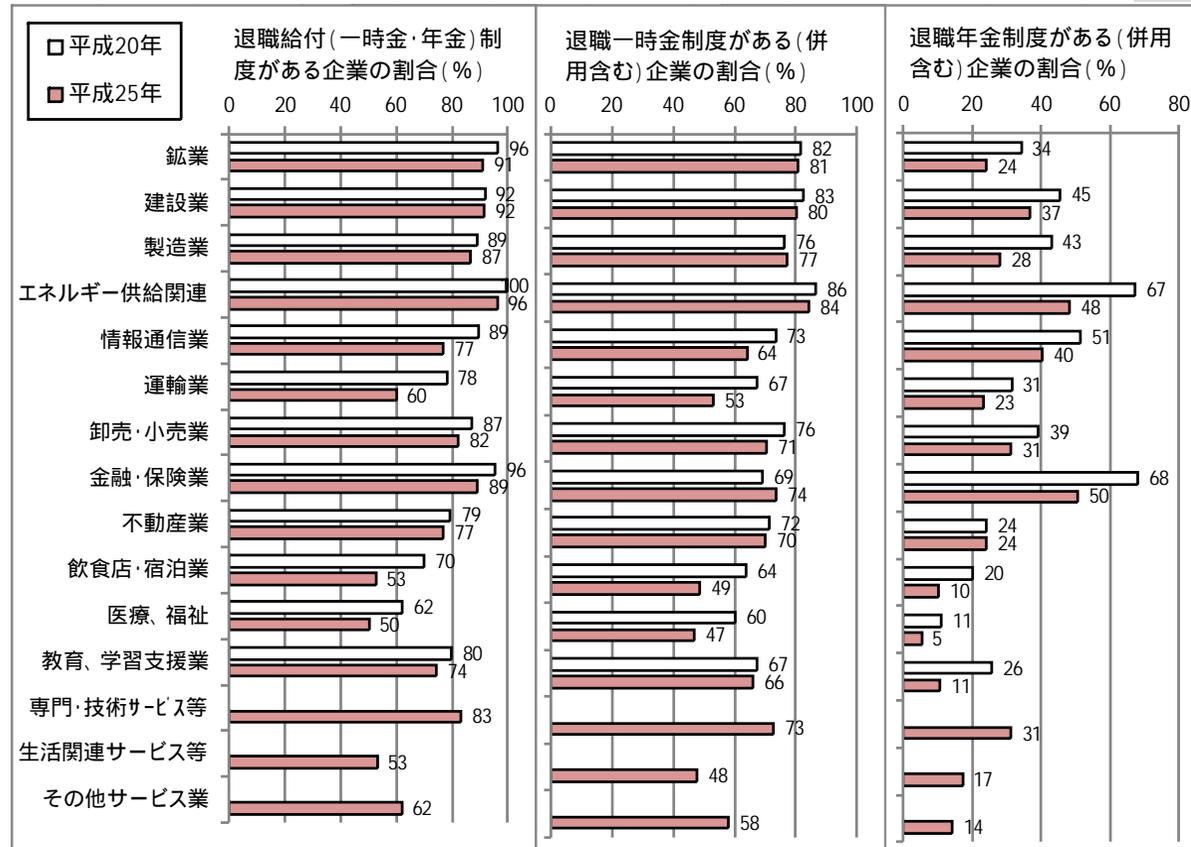
近年、退職給付の導入企業数の割合は全体として減少傾向。特に年金は減少傾向。

## < 退職給付導入企業割合の推移 >



● 退職給付(一時金・年金)制度のある企業の割合  
 ■ 退職年金制度のみの割合  
 ▲ 両制度併用の割合  
 ✕ 退職一時金制度のみの割合

## < 業種別にみた退職給付の有無の状況 >



(注) 1. エネルギー供給関連とは電気・ガス・熱供給・水道業を、専門・技術サービス等とは学術研究、専門・技術サービス業を、生活関連サービス等とは生活関連サービス業、娯楽業をそれぞれ指す。  
 2. 平成25年の専門・技術サービス等、生活関連サービス等並びにその他サービス業は平成20年には調査されていない。

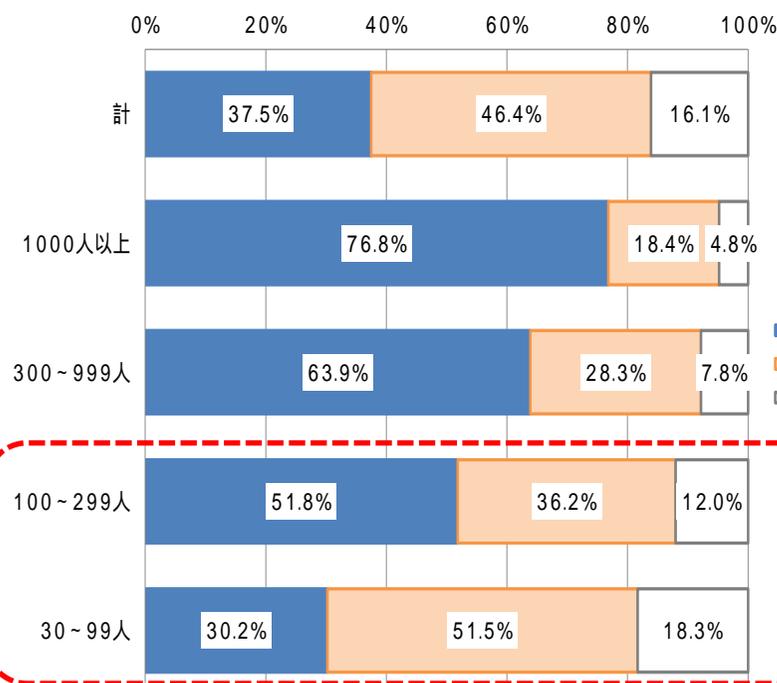
# 企業年金を巡る近年の状況

近年、企業年金を実施する企業の割合は低下。

年金がある企業(2008年 2013年): 37.5% 25.8% ( 11.7%ポイント)、一時金のみ企業46.4% 49.7% (+ 3.3%ポイント)

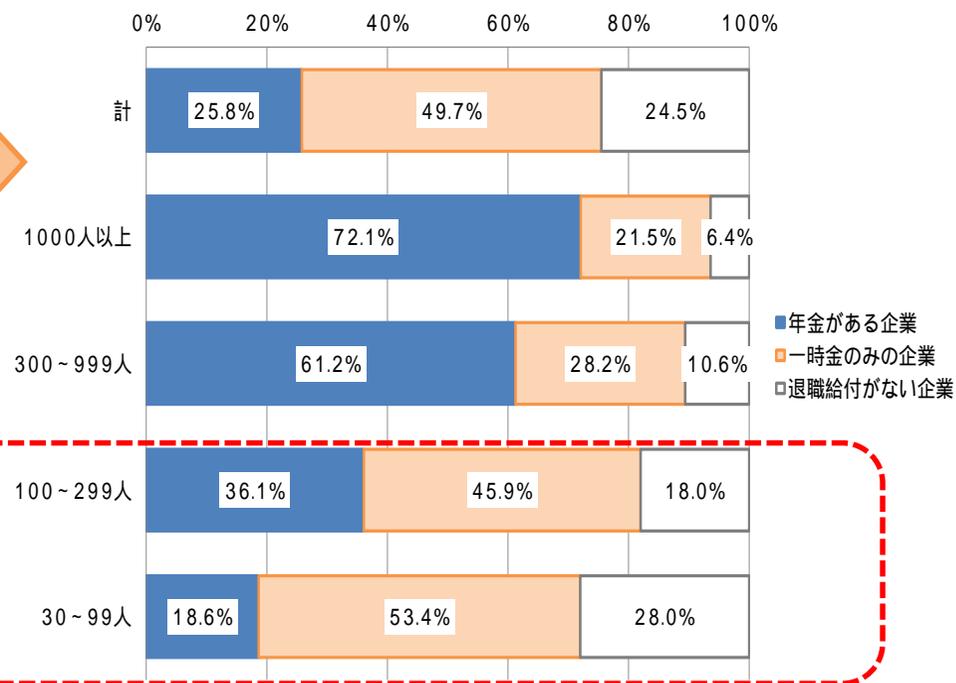
従業員規模別にみると、300人以上の企業においては数%ポイント程度の低下にとどまるが、299人以下の中小企業においては10%ポイントを超える低下となっており、中小企業における減少が大きい。

退職給付の実施状況(企業割合・規模別、2008年)



(出所)厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」

退職給付の実施状況(企業割合・規模別、2013年)

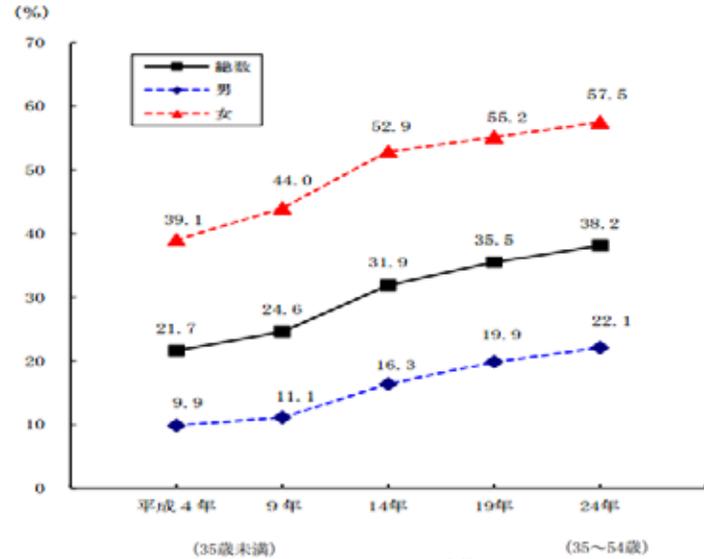


(出所)厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」

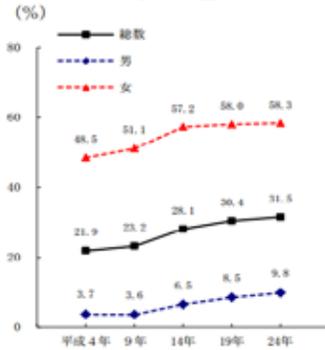
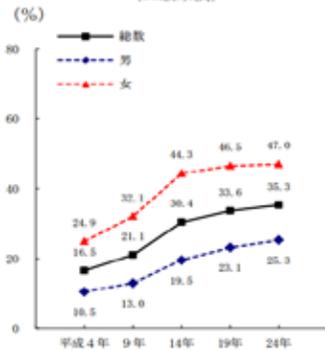
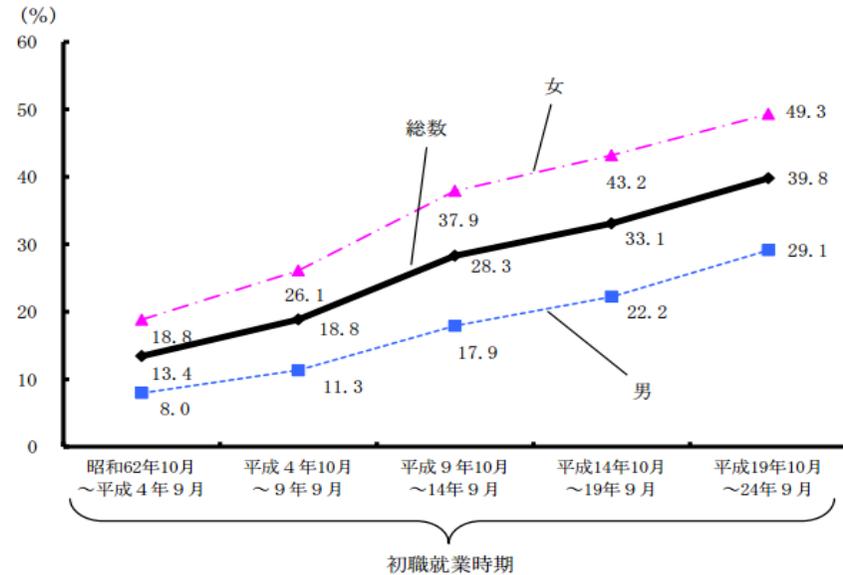
# 企業年金を巡る近年の状況

近年、非正規労働者の割合が増加（特に若年層の非正規率が上昇）。  
非正規就労者は相対的に勤続期間が短い。

< 雇用者に占める非正規就労者の割合 >



< 雇用者に占める初職非正規雇用者の割合 >



(出所) 総務省「平成25年就業構造基本調査」

〔正規・非正規別、企業規模別平均勤続年数(男女計)〕

		企業規模		
		1000人以上	100～999人	10～99人
雇用形態	正規社員	15.5年	12.3年	10.9年
	非正規社員	7.6年	7.5年	7.5年

(出所) 厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

# 中小企業向けの施策

社会保障審議会企業年金部会「議論の整理」（抄）  
（平成27年1月16日）

- ・ 中小企業がDCを実施する場合、投資教育の負担が重いことから、投資教育について企業年金連合会や商工会議所など公的団体への事務委託を通じて共同実施することを可能とする。
- ・ 手続等を簡素化するとともに、事務手続を金融機関が行うことを可能とする「簡易型DC制度」を創設する。
- ・ 企業年金の実施が困難な中小企業において、企業年金を実施せずとも従業員福祉を行いやしくし、個人の老後所得保障を充実させる観点から、「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」を創設する。

# 企業年金連合会における投資教育共同実施の取組状況

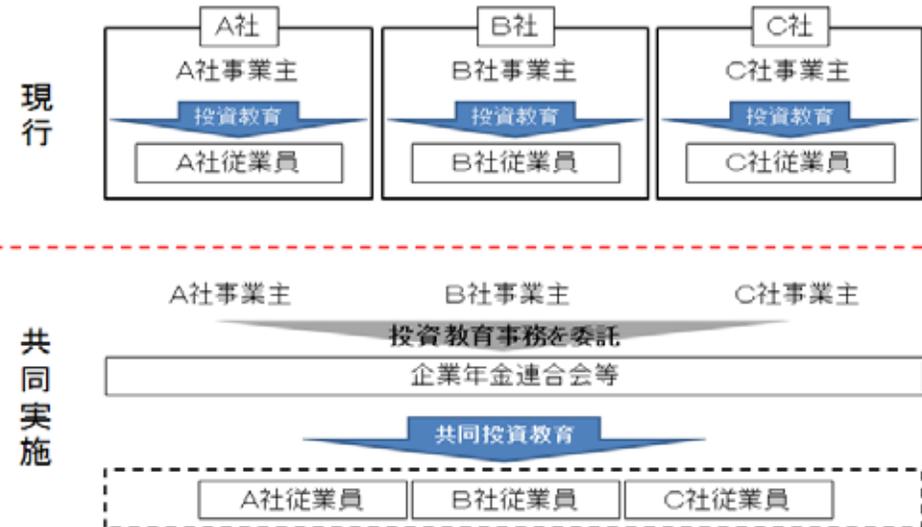
確定拠出年金法の改正に伴い、配慮義務となっている継続投資教育について努力義務とすることにより、投資教育の継続実施を促すこととされた。

また、投資教育の実施が難しい中小企業等の事業主を主な対象として、事務負担軽減や継続的な投資教育の効率的な実施等の観点から、事業主は、確定拠出年金の投資教育について、知見のある企業年金連合会への委託により実施することが可能となった。

## 企業年金連合会による投資教育の共同実施の概要 (平成29年度から開始)

- 各事業主が実施すべき確定拠出年金の継続投資教育が困難な事業主から委託を受け、企業年金連合会が投資教育を共同実施。
- 実施形態：継続投資教育として2時間程度の対面セミナー（単独プラン）。また、eラーニングセットプランも用意。
- 内容：初年度は、主に30代から40代前半までの方向けの内容。
- 費用：加入者1人あたり3,000円（税込）（企業年金連合会の会員の場合は2,400円（税込））。（単独プランの場合）
- 開催頻度：平成29年度は東京にて12回開催予定。

## <イメージ図>



# 企業年金の普及・拡大

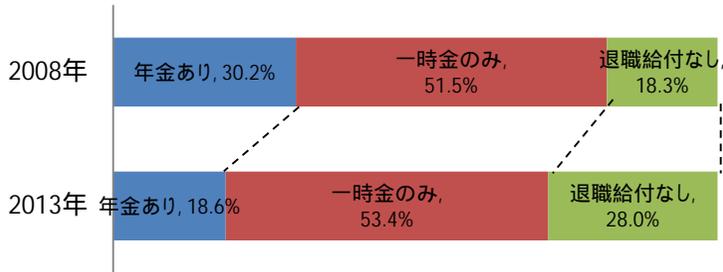
企業年金の普及・拡大を図るため、「簡易型DC」や「個人型DCへの中小事業主掛金納付制度」の創設（本年5月1日施行）、DCの掛金単位の年単位化（本年1月1日施行）等の措置を講じた。

その他、企業年金連合会における投資教育の共同実施や事務手続の緩和等も併せて実施。

## 中小企業向けの取組

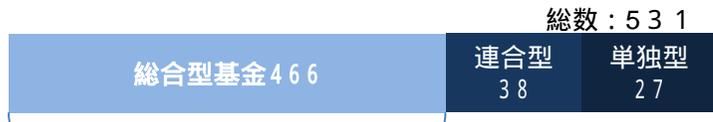
- 中小企業における企業年金実施割合は低下傾向。

< 企業規模30～99人の企業における退職給付の実施状況 >



- 厚生年金基金制度の見直しで中小企業の受皿が必要。

< 厚生年金基金の設立形態別基金数（平成25年度末時点） >



8割が中小企業

## DCの掛金単位の年単位化

- 企業型DCの掛金は、月単位で規制（月5.5万円）。
- 前月に拠出限度額の使い残しがあった場合でも、翌月に繰り越して掛金を拠出できない。

前月に4万円拠出した場合、その翌月に前月の余りの拠出限度額分（1.5万円）と、その月の拠出限度額分（5.5万円）を併せて7万円拠出するのは不可。

従業員数100人以下の企業を対象に以下の対策等を実施。

『簡易型DC』：設立時書類を簡素化（ ）し、行政手続を金融機関に委託可。

「運営管理機関契約書」や「資産管理契約書」等の設立書類を半分以下に省略。

『個人型DCへの中小事業主掛金納付制度』：個人型DCに加入している従業員に対し、事業主が追加で掛金拠出を可能とする。

国民年金基金連合会（個人型DC実施機関）



【中小事業主掛金納付制度】  
加入者掛金に追加で、事業主が掛金拠出。

柔軟な拠出を可能とするため、拠出の規制単位を年単位（月5.5万円 年66万円）とする。

年66万円の範囲内で、賞与時に使い残し分の一括拠出等が可能。

## (2) ライフコースへの多様化、 ポータビリティの拡充

# 企業年金・個人年金の資産の持ち運び（ポータビリティ）について

企業年金・個人年金は、公的年金制度と相まって老後の所得を保障する機能を果たすものであり、ライフコースの変化や雇用の流動化等が進む中、転職などを行う場合にも、年金として続けることが重要。

転職時に制度間(例:DB→DC)の資産移換と期間通算を可能とするポータビリティの確保により、転職先の制度設計や下記の可能性を考慮に入れた加入者にとっての選択肢が広がる。

- ・ 資産を移換することで、より効率的な運用ができる可能性がある。
- ・ 年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される可能性がある。

〔 関連会社への出向等のケースでは特にニーズが大きい。 〕

企業年金・個人年金の加入者がライフコースの変化等により転職をしても、過去に積み上げてきた資産を年金として継続できるよう、これまでもポータビリティの拡充に向けた改正を重ねてきた。

	適格退職年金/厚生年金基金	確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)	社会経済・公的年金等の動き
平成9 10 12 13 14 17 20 21	(昭和37年適格退職年金創設) (昭和41年厚生年金基金創設)  適格退職年金の10年後廃止決定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業所単位でDB間及びDB DCの資産移換が可能に</div> 確定給付企業年金法案提出 確定給付企業年金法成立 確定給付企業年金法施行 <b>ポータビリティの拡充</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">個人単位でDB間及びDB DCの資産移換が可能に</div>	確定拠出年金法案提出 確定拠出年金法成立 <b>確定拠出年金法施行</b> 中途脱退要件の緩和 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">同一制度内(DC間の)ポータビリティの確保された年金制度の創設</div>	規制緩和推進計画を閣議決定 (確定拠出年金の導入検討) 平成16年公的年金制度改正 リーマン・ショック
23 26	適格退職年金の廃止 厚生年金保険法等改正法 (平成25年法律第63号) 施行 - 厚生年金基金の新設不可 - 5年間の特例解散制度の創設 - <b>上乘せ部分の他制度移換促進</b>	年金確保支援法(平成23年法律第93号)成立		
28	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">厚生年金基金からDB・DCへの移換の選択肢拡大</div>	確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)成立 - 手続きの簡素化 <b>- ポータビリティの拡充</b> ( ) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">DC DBの資産移換等が可能に</div>	- 加入者範囲の見直し <b>- ポータビリティの拡充、等</b>	

なお、退職金は、個々人の退職時に払い出すことを本旨としているが、中小企業退職金共済に契約する企業と企業年金を実施する企業が合併する際には、同じ会社で両制度が並立しないよう、制度移換できることとした。

# 改正法におけるポータビリティの拡充

本年5月1日から、DCからDBについてもポータビリティを拡充することで、企業年金等の制度間のポータビリティが完成。これにより、高齢期の所得確保に向けた継続的な資産形成を行う環境を整備。

今後、この整備したポータビリティもより活用されるよう、その受け皿として、基本的に誰でも加入可能となった個人型DCの認知度向上等を通じてその普及に取り組むことにより、転職等があっても継続的に高齢期の所得確保が図られるようにして参りたい。

## < 企業年金等のポータビリティ拡充の全体像 >

		移換先の制度		
		DB	企業型 DC	個人型 DC
移換前に加入していた制度	DB			
	企業型 DC	×		
	個人型 DC	×		

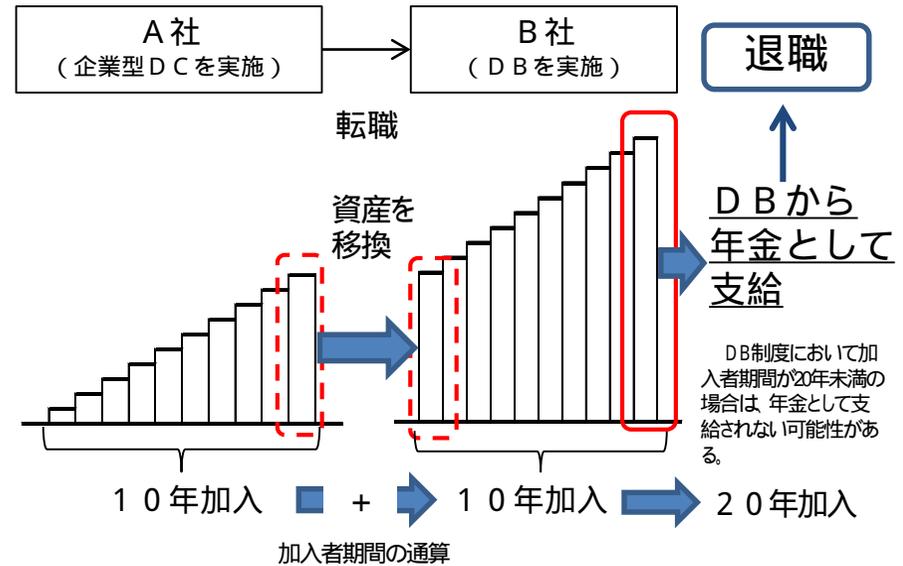
平成13年制度創設  
当時から 1

本年5月1日施行

平成17年10月から  
2

1 : DB DBやDB 企業型DCについては、事業所単位の移換を指す。  
 2 : DB DBやDB 企業型DCについては、個人単位の移換を指す。

ポータビリティの拡充による利点  
 企業型DCからDBへのポータビリティが確保された場合



- 加入者期間を通算することにより、将来年金として支給を受けることができる。
- 企業年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される。

# 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入可能範囲の拡大

労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人型確定拠出年金 (iDeCo) について、第3号被保険者や企業年金加入者、公務員等共済加入者を加入可能となった。(平成29年1月1日施行)

企業型確定拠出年金加入者については規約に定めた場合に限る。

**iDeCo**

拠出限度額  
年額81.6万円  
(月額6.8万円)

国民年金基金  
との合算枠

[現行と同じ]

拠出限度額  
年額27.6万円  
(月額2.3万円)

拠出限度額  
年額27.6万円  
(月額2.3万円)

[現行と同じ]

拠出限度額  
年額24.0万円  
(月額2.0万円)

企業型確定拠出年金

拠出限度額  
年額66万円  
(月額5.5万円)

2

企業型確定拠出年金

拠出限度額  
年額33万円  
(月額2.75万円)

確定給付型年金

厚生年金基金  
確定給付企業年金  
私学共済など  
拠出限度額なし

拠出限度額  
年額14.4万円  
(月額1.2万円)

確定給付型年金

厚生年金基金  
確定給付企業年金  
私学共済など

拠出限度額なし

年金払い  
退職給付  
保険料率上限  
1.5% (法定)

新たに加入可能となる者

国民年金基金  
個人型iDeCoとの  
重複加入可

厚生年金保険

基礎年金

国民年金  
(第1号被保険者)

国民年金  
(第3号被保険者)

国民年金  
(第2号被保険者)

公務員  
[被用者年金一元化後]

- 1 企業型確定拠出年金のみを実施する場合は、企業型確定拠出年金への事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限る。iDeCoへの加入を認める。
- 2 企業型確定拠出年金と確定給付型年金を実施する場合は、企業型確定拠出年金への事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限る。iDeCoへの加入を認める。

### (3) 確定拠出年金の運用改善の促進

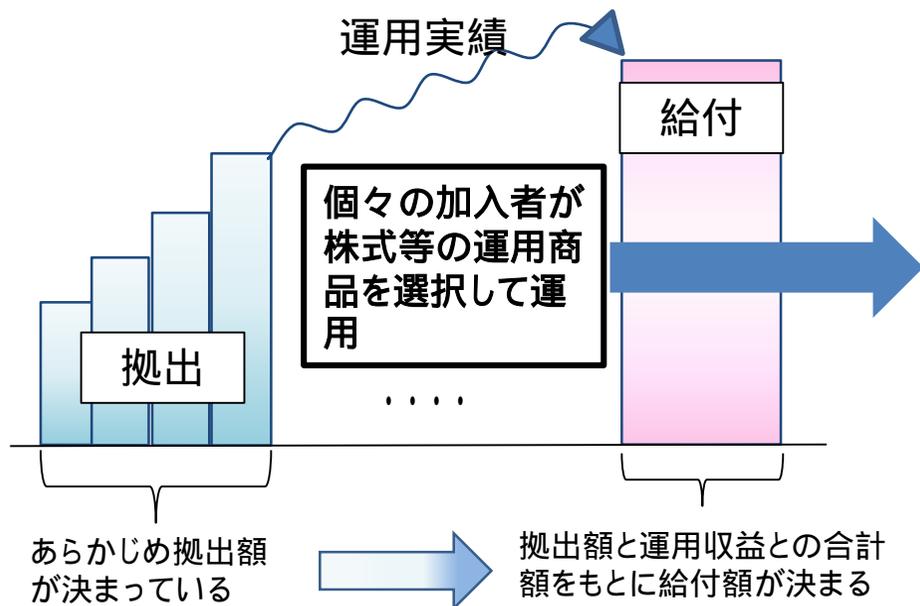
# DCにおける運用について

確定拠出年金制度(以下「DC」)は、事業主等が拠出した掛金を個々の加入者が株式や債券といった運用商品を選択した上で運用し、その運用結果に基づく年金を老後に受け取る制度。

したがって、老後までの間の運用が、将来給付を左右することとなるため、個々人の運用商品の選択が重要である。

DC法では、加入者の運用商品の選択に資するべく、事業主に対するいわゆる「投資教育」の提供や最低でも3つ以上の商品の提示義務等の規定を設けている。

## 【DCの仕組み】



## 【運用商品の選択に関する措置】

### 【現行】

少なくとも3つ以上の商品を提示し、そのうち1つは元本保証型商品でなければならないといった商品提供規制

運用資産の選択をしない者への対応

投資教育や運用資産の状況を加入者に知らせる義務等

### 【法改正内容】

選択への支援

- ・ **運用商品提供数の抑制(上限)**
- ・ **商品除外規定の整備**
- ・ **提示商品は、リスク・リターン特性の異なる3つ以上のものに定義**

選択しない者への支援

- ・ **指定運用方法の規定整備**

運用中の支援強化

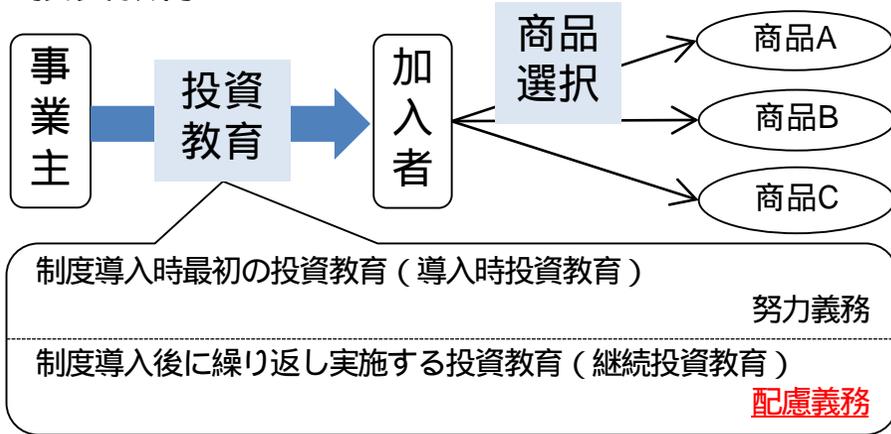
- ・ **継続投資教育の努力義務化**

等

# DCの運用の改善

DCの運用については、DCの運用自体を困難に感じている者がいる等の状況。  
加入者の投資知識等の向上を図るとともに、運用商品提供数の抑制等の措置を講ずることにより、運用商品をより選択しやすい環境を整備。(本年5月1日施行)

## < 投資教育 >



## 加入者の投資知識等の向上

投資教育実施率 (2014年度)

導入時 概ね100%

継続 57.8%

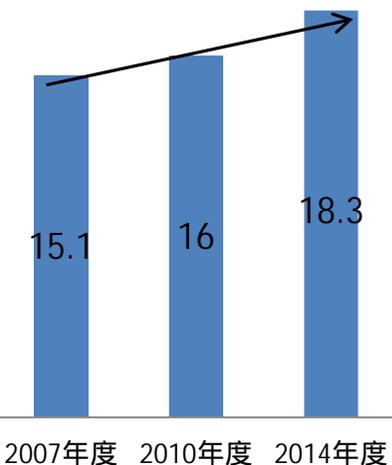
投資知識を継続的に得る機会に乏しい加入者が一定数存在。

## 継続投資教育の努力義務化

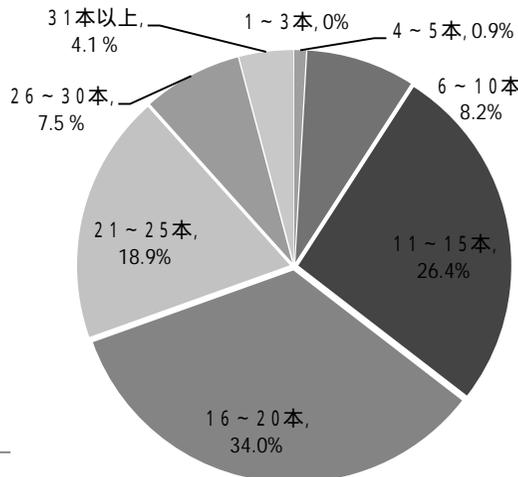
現行、配慮義務となっている継続投資教育について努力義務とすることにより、投資教育の継続実施を促す。

## < 商品提供数の状況 >

### 平均提供数



半数以上の企業では商品提供数が16本以上



## 運用商品提供数の抑制

・運用商品提供数は増加傾向にあり、加入者が個々の商品内容を吟味しつつ、より良い商品選択を行うことができる程度に商品選択肢を抑える必要。

・現行では、運用商品を除外する際は商品選択者全員の同意が必要で、商品の入れ替えが事実上極めて困難。

## 商品提供数の抑制

商品提供数について一定の制限を設けることにより運用商品の厳選を促す。

具体的な数は35本。  
施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限の対象外とする。

## 商品除外規定の整備

商品除外要件を商品選択者の一定割合(3分の2)以上の同意とする。

施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前通り全員同意の取得を要するものとする。

# DCの運用の改善

現行の①少なくとも三つ以上の運用商品の提供義務、②一つ以上の元本確保型商品の提供義務について、分散投資を促すため、リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供義務に一本化。

また、選択の失念等により運用商品を選択しない者が一定数いることを踏まえ、「あらかじめ定められた指定運用方法(いわゆるデフォルト商品による運用)」に係る規定を整備。(本年5月1日施行)

## < 多様な商品の提示を促進するための措置 >

- ・ DC運用では分散投資を推奨。
- ・ DBとDC(企業型)の運用資産構成を比較すると、DCでは運用資産に偏りが存在。
- ・ 加入者が分散投資を選択できる環境を確保する必要。

運用資産構成における国内外の株式・債券比率	
DB 70.6%	DC(企業型) 27.6% 元本確保商品は約60%

現行



改正後

少なくとも三つ以上の運用商品の提供

一つ以上の元本確保型商品の提供

**リスク・リターン特性の異なる三つ以上の運用商品の提供**

元本確保型商品については、提供義務から労使の合意に基づく提供に変更。

## < 指定運用方法の仕組み >

### 指定運用方法の概要

指定運用方法の設定は運営管理機関・事業主(以下「運管等」)の任意。

運管等は、あらかじめ運用商品の中から一の商品を指定運用方法として指定し、加入者に加入時に指定運用方法の内容を周知。

加入者が商品選択を行わない場合、運管等は加入者に商品選択を行うよう通知。

通知してもなお商品選択を行わず一定期間経過した場合、自動的に指定運用方法を購入

加入者は、自ら望む場合は指定運用方法の購入前・購入後にかかわらずいつでも別の商品に変更可能。

指定運用方法について、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとしての基準を省令において規定予定。

施行日前に納付した掛金については対象外。

## 5 . ヒアリング事項について

# 加入者資格喪失年齢

確定拠出年金法上、加入者資格喪失年齢は、下記のとおり定められている。

- ・ **企業型年金： 原則60歳**  
企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは当該年齢
- ・ **個人型年金： 60歳**

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一～五 (略)

六 六十歳(企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢)に達したとき。

(個人型年金加入者)

第六十二条 (略)

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第五号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 (略)

二 六十歳に達したとき。

三～七 (略)

4 (略)

## (参考) 確定拠出年金の加入資格

### 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(定義)

#### 第二条

6 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者をいい、「第一号等厚生年金被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者のうち厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(以下「第一号厚生年金被保険者」という。)又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者(以下「第四号厚生年金被保険者」という。)をいう。

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの(当該一定の年齢に達していない者に限る。)のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

2 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

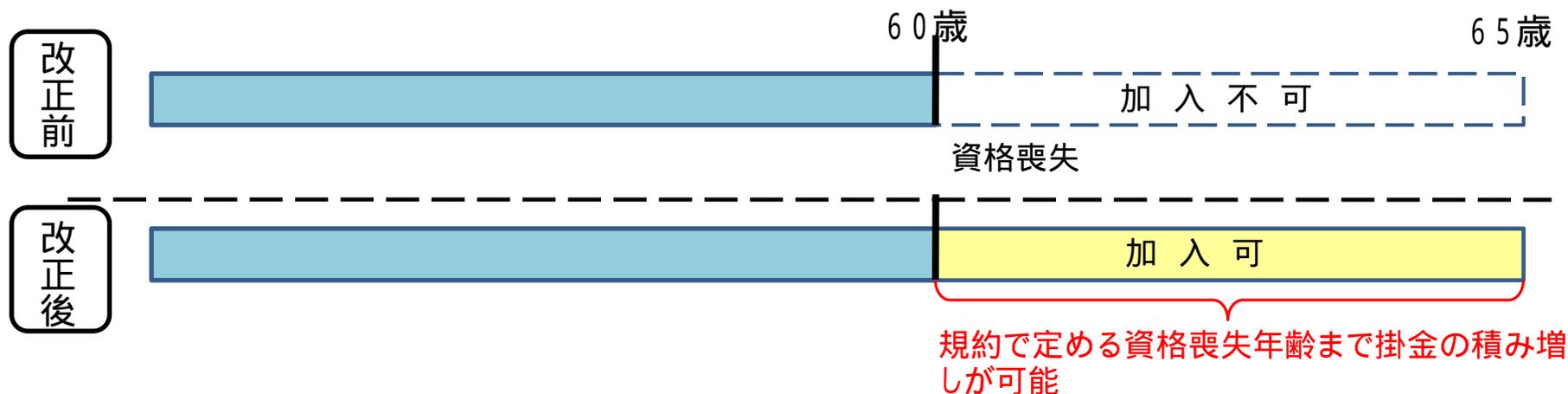
- 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法第八十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者(以下これらの者を「保険料免除者」という。))を除く。)
- 二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者(企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。))その他政令で定める者(第三項第七号において「企業型年金等対象者」という。))を除く。)
- 三 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者

2 (略)

## (参考) 企業型年金の加入者資格喪失年齢の引き上げ

平成23年の年金確保支援法改正により、従来は60歳までしか加入が認められていなかったが企業型年金に関し、高年齢者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き同一事業所に雇用される者について、60歳から65歳まで間の一定年齢まで引き続き加入することが認められた(平成26年1月施行)。

同一規約内の範囲で認めることとした場合、単なる転職等の場合が含まれた場合について制度的に排除することが困難であるため、同一事業所に限ることとされた。

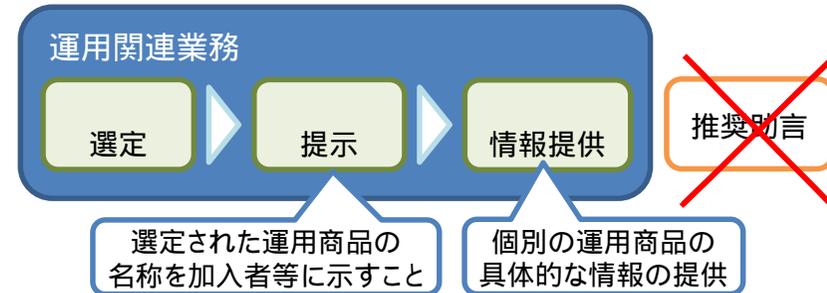


### 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者で六十歳に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの(当該一定の年齢に達していない者に限る。)のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

運営管理機関である金融機関の営業職員が、**運用関連業務**( ~ )を行うことは禁止されている(確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号)。



## < 現在の兼務規制の趣旨 >

### 忠実義務

法令を遵守し、専ら加入者等の利益のみを考え、加入者等の利益が最大となるよう運営管理業務を行う義務

しかし ↓

金融機関が運営管理機関の場合、**2面性**がある。



そこで ↓

営業職員が、**運用関連業務**( ~ )を行うことが禁止されている。

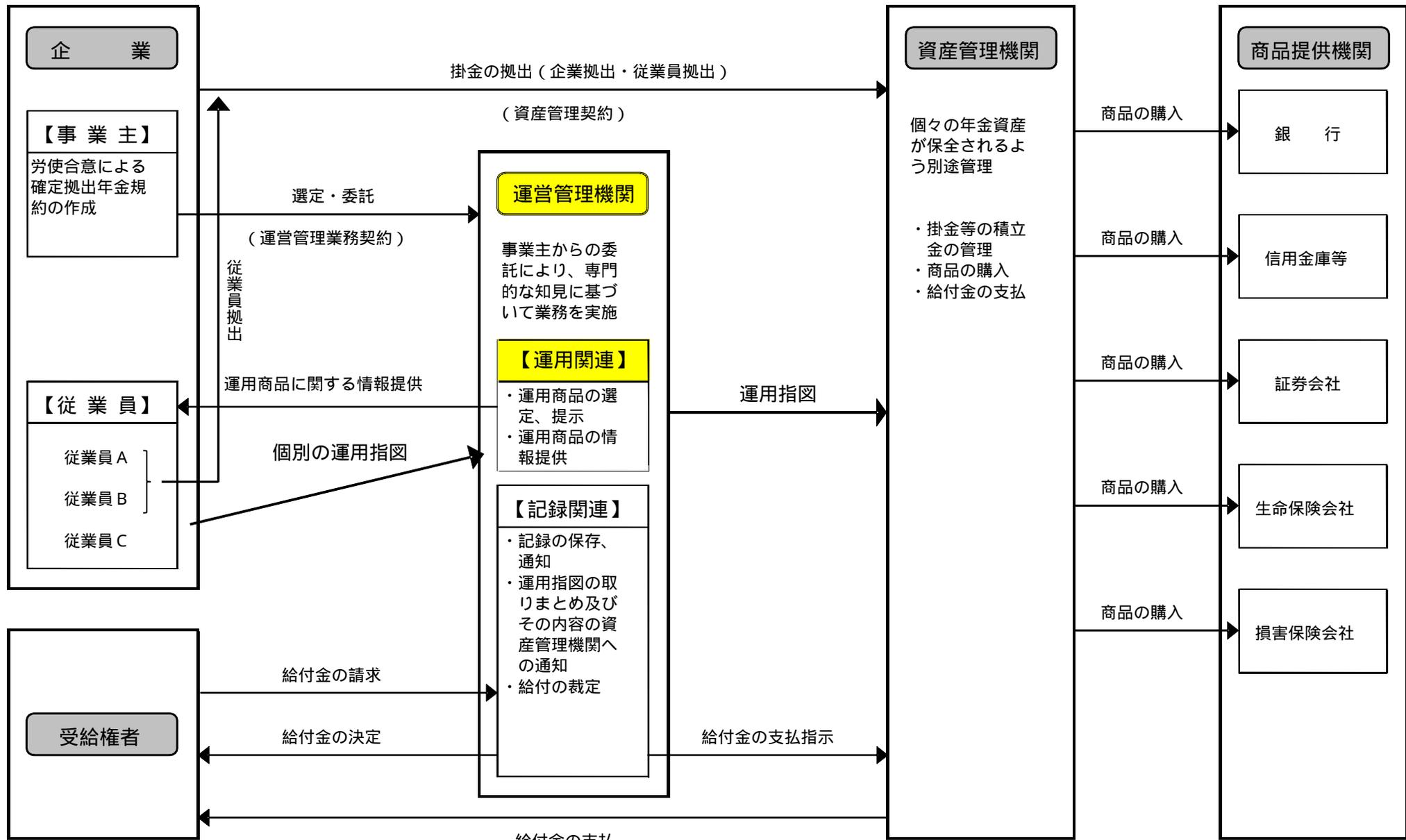
## < 緩和の必要性 >

- ・現在でも、DC業務専任の職員を置けば、金融機関の窓口で運用の方法(以下「運用商品」という。)の情報提供を行うことが可能。
- ・しかし、DC業務選任の職員を置く人的余裕のある金融機関は希有であることから、金融機関の窓口で、個別の運用商品の説明を行うことが実質的に不可能な状況。
- ・**広く金融機関の窓口等で情報提供を可能とし、加入者等の運用商品に対する知識や理解を深め、加入者等自ら運用商品を選択できる環境を整える必要。**

### < 参考 >

第14回社会保障審議会企業年金部会(平成26年12月25日)資料(抜粋)  
・その他の現行制度の改善事項

金融商品営業業務と運営業務の兼務禁止の緩和(D・C)	金融商品営業業務を行う者は運営管理機関(以下「運営」)業務を兼務することが禁止されているが、それを可能とすることで人員の効率化が図れるようにする。	運営業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討。
----------------------------	---	---



運営管理機関は、資産管理機関又は商品提供機関を兼ねることが可能。また、企業が運営管理業務を行うことは可能。個人型の確定拠出年金制度も基本的に同じ構造。

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(定義)

### 第二条 (略)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務(以下「運営管理業務」という。)の全部又は一部を行う事業をいう。

- 一 (略)
- 二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(以下「運用関連業務」という。)

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

### 2 (略)

## 確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成13年厚生労働省・内閣府令第6号)

(禁止行為)

第十条 法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 法第二十三条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者(役員、営業所の長その他これに類する者を除く。)  
が、運用関連業務(令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。)に係る事務を併せて行うこと。

### 二～九 (略)

## 確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)

(運営管理業務の委託)

### 第七条 (略)

2 事業主は、法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、併せて、企業型年金加入者等に対する資産の運用に関する資料の提供、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言その他運営管理業務の実施に必要な事務を、当該確定拠出年金運営管理機関(法第七条第二項の規定により当該確定拠出年金運営管理機関から再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。)に委託することができる。(略)

< 社の提示するラインナップ >

、 、 ××には会社名が入るイメージ

運用商品の種類		運用商品名
預金		銀行定期預金
保険		年金(5年、10年)
投資信託	国内株式型	国内株式インデックスファンド
		国内株式アクティブファンド
	国内債券型	国内債券インデックスファンド
		国内債券アクティブファンド
	外国株式型	外国株式インデックスファンド
		××外国株式アクティブファンド
	外国債券型	××外国債券インデックスファンド
		外国債券アクティブファンド
	J-REIT型	J-REITファンド
	バランス型	インデックスバランスファンド(株式30、株式50、株式70)

選定は、自社商品等を選ぶ等利益相反の可能性が大きいことから、緩和しない取扱いとしてはどうか。

提示や情報提供は、既に選定されている運用商品について行うこと、情報提供すべき内容について、施行規則で詳細に規定されていることから、恣意的な行為や利益相反行為となる可能性が選定と比べて低いため、この部分に限り、代替措置を講じた上で営業職員も行えるよう、兼務規制を緩和してはどうか。

なお、運営管理機関の中立性を確保するため、営業職員による個別の運用商品の推奨助言は引き続き認められないこととしてはどうか。

兼務規制緩和後に営業職員が行えるようになる行為

実施事項	実施者	運営管理機関の 営業職員	運営管理業務 専任の職員
運用商品の選定		×	
運用商品の提示及び情報提供		×	
加入者に運用商品のパンフレットを示し、併せてその選定理由を説明すること		×	
加入者に運用商品のパンフレットを示し、運用商品の内容について詳細な説明を行うこと		×	
運用商品の推奨		×	×
投資教育（確定拠出年金制度の説明、運用商品の一般的な説明を行うこと等）			
個人型年金制度への加入の勧誘を行うこと			

# 投資一任の取扱い

確定拠出年金制度は、個人が自己の責任において運用の指図を行う制度である。  
なお、個人が運用の指図を行うことができる運用の方法は、確定拠出年金法令上列挙されているが、投資一任契約は明記されていない。

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

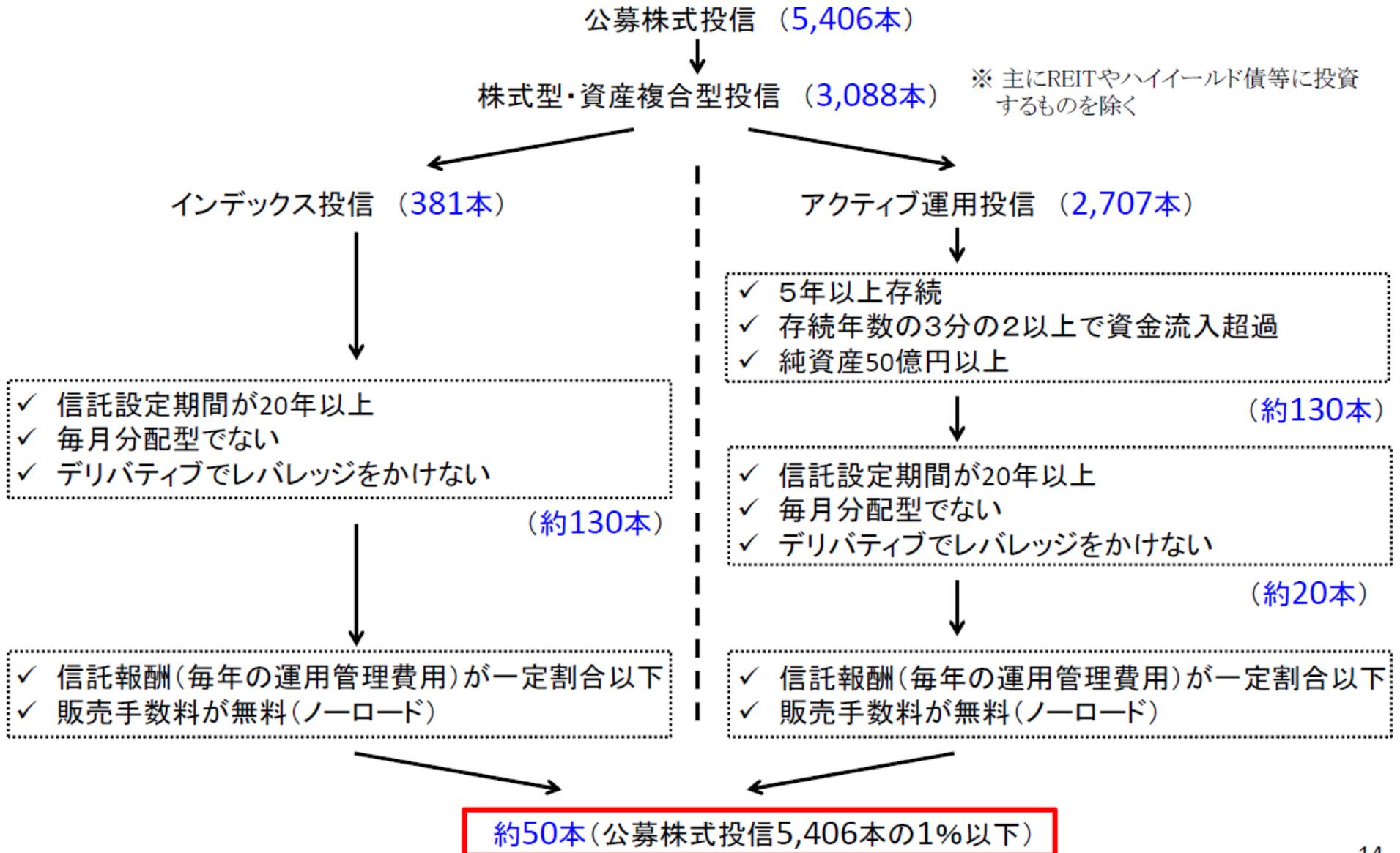
(運用の指図)

第二十五条 企業型年金加入者等は、企業型年金規約で定めるところにより、積立金のうち当該企業型年金加入者等の個人別管理資産について運用の指図を行う。

2 前項の運用の指図(以下この章において単に「運用の指図」という。)は、第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法(第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示された場合にあっては、当該指定運用方法を含む。以下この条において同じ。)(第二十六条第一項において「提示運用方法」という。)の中から一又は二以上の運用の方法を選択し、かつ、それぞれの運用の方法に充てる額を決定して、これらの事項を企業型記録関連運営管理機関等に示すことによって行うものとする。

3・4 (略)

# 積立NISAの基準の当てはめ(既存の投資信託)



## つみたてNISA対象商品の内訳(4月23日時点)

	公募投信			ETF
		うち指定インデックス投信	うちアクティブ運用投信等	
従来より要件を満たしていた既存の商品	41本	33本	8本	3本
新たに組成された商品	68本	68本	—	—
DC専用から一般販売へ転用される商品	19本	15本	4本	—
商品性の見直し(手数料の引下げ等)により、要件を満たすこととなった商品	17本 ※	13本	4本	—
合計	145本	129本	16本	3本

※ 販売手数料ゼロ(ノーロード)にしたものが16本、信託報酬を引下げたものが4本

# 脱退一時金

確定拠出年金は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、貯蓄とは異なるものとして各種の税制上の優遇措置が講じられている。そのため、確定拠出年金法上、原則として、受給開始年齢(原則として60歳)前の脱退一時金の引き出しは認められていない。

ただし、例外的に国民年金の保険料免除者である等一定の要件を満たした場合には、脱退一時金の支給を請求することができる。

## 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

### 附 則

#### (脱退一時金)

第二条の二 当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であった者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- 二 当該請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額【注：一万五千元】以下であること。
- 三 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過していないこと。

2～5 (略)

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

- 一 保険料免除者であること。
- 二 障害給付金の受給権者でないこと。
- 三 その者の通算拠出期間(企業型年金加入者期間(第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。)及び個人型年金加入者期間(個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限るものとし、第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。))を合算した期間をいう。)が一月以上三年以下であること又は請求した日における個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額が政令で定める額【注：二十五万円】以下であること。

四 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

五 前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

2～5 (略)

## (参考)個人型年金の加入可能範囲の拡大に伴う脱退一時金の支給要件の見直し

平成28年の確定拠出年金法改正において、基本的にすべての国民が個人型年金に加入することができるようになったことから、国民年金の保険料免除者であることという要件を加える脱退一時金支給要件の改正を行った(平成29年1月施行)。

	改正前の要件 (個人型DCに加入できない者)	改正前の要件 (個人型DCに加入できる者)	改正後の要件 (生活困窮者を対象)
—	から までのいずれにも 該当する者	継続個人型年金運用指図者( )で あって から までのいずれ にも該当する者	から までのいずれにも 該当する者
	60歳未満であること	—	保険料免除者であること
	企業型年金加入者でないこと	—	
	個人型の加入資格がないこと	—	
	障害給付金の受給権者 でないこと	同左	同左
	掛金拠出期間が3年以下 又は資産額が50万円以下	掛金拠出期間が3年以下 又は資産額が25万円以下	掛金拠出期間が3年以下 又は資産額が25万円以下
	企業型DC加入者又は個人型DC加入者 の資格喪失日から2年以内	継続個人型運用指図者 となった日から2年以内	企業型年金加入者又は個人型年金加 入者の資格喪失日から2年以内
	企業型DC加入者の資格喪失時に中途 引き出しをしていないこと	同左	同左

(参考)改正前後の中途引き出し要件の比較

企業型年金加入者の資格喪失後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者となることなく個人型年金運用指図者となった者で、その申出をした日から起算して2年経過している者

# 退職給付制度(一時金を含む)における各制度の割合

退職給付制度(退職一時金を含む)の設計に当たって、企業型DCと他の制度を組み合わせることが多くある。本調査においては、「企業型DCと退職一時金」の組み合わせが35.1%と最も高い割合を示している。

その他の組み合わせとしては、「企業型DCと退職一時金と確定給付企業年金」の組み合わせが19.1%、「企業型DCと確定給付企業年金」が17.9%、となっている。なお、企業型DCのみで退職給付制度を設計している企業の割合は18.6%となっている。

組み合わせ						度数	割合
企業型年金	退職一時金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中退共・特退共	(その他(自社年金等))		
○	—	—	—	—	—	104	18.6%
○	○	—	—	—	—	196	35.1%
○	—	○	—	—	—	5	0.9%
○	—	—	○	—	—	100	17.9%
○	—	—	—	○	—	15	2.7%
○	—	—	—	—	○	3	0.5%
○	○	○	—	—	—	5	0.9%
○	○	—	○	—	—	107	19.1%
○	○	—	—	○	—	11	2.0%
○	○	—	—	—	○	2	0.4%
○	○	○	○	—	—	1	0.2%
○	○	—	○	—	○	3	0.5%
○	—	○	○	—	—	1	0.2%
○	—	○	○	—	○	1	0.2%
○	—	—	○	○	—	1	0.2%
○	—	—	○	—	○	2	0.4%
○	—	—	—	○	○	2	0.4%
有効回答者数						559	
無回答						151	

## 1. 加入者資格の喪失年齢

### (1) 個人型DCの加入者資格喪失年齢の引上げ

個人型DCの加入者資格喪失年齢の65歳への引上げに関する検討方法及び結論を得る時期について

### (2) 企業型DCの加入者資格要件の緩和

60歳以降も引き続き同一規約内の事業所に雇用される者への加入者資格付与に関する検討方法及び結論を得る時期について

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行(平成29年1月1日)から5年の検討規定があり、当該改正の施行状況を踏まえて検討する必要がある。

また、DCは公的年金の上乗せ制度として国民年金又は厚生年金の被保険者でなければ加入者となることができないところ、国民年金の任意加入対象者でない60歳以上の者を個人型DCの加入者とすることをどう考えるかなど、引上げに当たっては、慎重な検討も必要となる。

検討に入り結論を出す前に、関係者からのヒアリング、税制理論の整理を行い、その後社会保障審議会企業年金部会での審議、税制改正要望及び法改正手続が必要となることから、少なくとも検討に入ってから結論が出るまで数年は時間がかかると考えられる。

## 2. 中途脱退(脱退一時金の支給)の要件緩和

### (1) 中途脱退要件の緩和

#### 中途脱退要件の在り方に関する検討を行うことについて

DC制度は法第1条のとおり公的年金と相まって高齢期の所得の確保を図るための年金制度であり、これを踏まえて厳しい中途脱退要件が設けられていることが税制優遇が与えられている最大の根拠になっている。この点を緩和することは、仮に制限を付けるとしても、DC制度の趣旨や税制優遇の根拠を揺るがしかねず、検討困難である。中途脱退要件については、加入時等の十分な周知に加え、現役時代にも、老後に備えるための資金や通常的生活費以外にもお金が必要になることがあり得るので、DC以外の資産形成も併せて考えることが有効であることを、投資教育の中で加入者に認識いただけるよう努めてまいりたい。

### (2) 外国籍加入者の中途脱退要件の緩和

#### 国内に住所を有しなくなった外国籍加入者の中途脱退を可能とするための検討を行うことについて

外国籍の加入者についても、中途脱退全体の議論から切り出し先行して検討することは困難である。

# ヒアリング事項

## 3. 兼務規制(営業職員による情報提供)

### (1) 情報提供の解禁

営業職員の加入者に対する情報提供の内容、結論・実施の時期について

上記のとおり、営業職員による加入者に対する情報提供の解禁について、平成30年4月20日の社会保障審議会企業年金部会で方向性について了承を得たところであり、平成30年度中を目処に引き続き検討し、結論を得たい。実施時期については、運営管理機関の態勢整備の準備期間等を踏まえ検討予定。

### (2) 情報提供の範囲の明確化

営業職員に許容される情報提供の範囲の明確化の内容、結論・実施の時期について

上記にあわせて営業職員に許容される行動の範囲等を明確にすることも検討する(検討、結論及び実施の時期は上記と同様。)

## 4. 投資一任サービスの導入について

### (1) 加入者ニーズの把握

運用商品への投資一任サービス導入に関する加入者ニーズ調査の実施について

### (2) 投資一任サービス導入の検討

上記(1)の調査結果を踏まえ導入に関する検討を行うことについて

DC制度においては、法第1条及び第25条のとおり加入者自ら運用の指図を行う制度であることから、対応困難。確定拠出年金法等の一部を改正する法律において、DC制度において加入者自身が運用の指図等を行いやすくするため、指定運用方法の仕組みの整備、投資教育の強化などの改善について対応をしており、本年5月1日から施行されたことから、当該規定の施行内容の周知等に努めてまいりたい。